

おんが

所 場
行 役
速 質 町 発 行
編 集 務 課
速 質 町 庶 務
印 刷 所
冷 牟 田 印 刷 合 資 会 社

◎ 選ぶ目が生きて伸び
ゆく地方自治
◎ 選ぶ方一つで決まる
町の自治
◎ 投票日あなたが発言
する日です

昭和四十六年 第一回定例議会開催

速賀町第一回定例議会が去る一月十八日招集され三十日まで会期十三日間をもって次の議案が審議可決されました。

議案第一号

昭和四十四年度速賀町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

議案第二号

昭和四十五年度速賀町一般会計補正予算

(補正額二〇、三〇八千円、総額三八三、七五七千円)

議案第三号

昭和四十五年度速賀町国民健康保険特別会計補正予算

(補正額五五二千円、総額四八、二六七千円)

議案第四号

昭和四十五年度速賀町農業共済事業特別会計補正予算

(補正額二、〇五六千円、総額一、六五七千円)

議案第五号

昭和四十五年度速賀町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第六号
速賀町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(現行報酬を一律五、〇〇〇円引

上、改定後の報酬は議長五〇、〇〇〇円、副議長四五、〇〇〇円、委員長四四、〇〇〇円、議員四三、〇〇〇円)

議案第七号
速賀町特別職の職員で常勤のもの、給与等に関する条例の一部改正について

(現行給与町長一四九、七〇〇円を一六七、九〇〇円に助役二〇、三〇〇円を三五、二〇〇円に収入役一四、七〇〇円を二八、九〇〇円に改定)

議案第八号
速賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

(現行給与一四、七〇〇円を二二、九〇〇円に改定)

議案第九号

国民健康保険法第六四条第一項の規定に基づく損害賠償請求訴訟提起に関する議決について

議案第十号

速賀町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
(人事院勧告に基づく給与等の改定、平均一〇、七六多引上げ(本俸))

議案第十一号
速賀町特別職職員退職手当支給条例の一部改正について

速賀町特別職職員退職手当支給条例の一部改正について

四月は統一地方選挙

有権者の自覚で「明るく正しい選挙」を

ことしは選挙の年ともいって、四月には統一地方選挙が行なわれ四月十一日に県知事および県議会議員の選挙、二十五日には町長、町議会議員の選挙が行なわれ、更に六月には参議員選挙が行なわれます。

特に地方選挙は、私たちの生活に最も身近な選挙としてその関心も高く、それだけに買収や供応、因縁や情実によって、ややもすると「清き一票」が汚され、ゆがめられることになりかねません。選挙こそ、私たち国民一人一人が

火災がふえる季節

春の火災予防運動

春の火災予防運動が月末から始まります。これからの季節は、とくに火災がふえてきます。空気がかわき強い風が吹き火災発生の危険がいっぱいです。

火災発生原因の第一位は、たばこです。たばこは火災発生原因の第一位です。外出前に一服したのを置き忘れて火事をおこしたり、くわえたばこでふとんを片づけているうち、落ちた火だねをそのままたみこんでしまい、ふとんが燃えだすということもあります。とくに危険なのは、寝たばこ。火のついた吸いかけのたばこが、ねむっているうちにたみのうえにおちたり、家具の下にころがったりして、出火することもあります。外

出や、おやすみの前には、たばこは必ず水を入れた灰皿に入れ、火を確実に消すようにしましょう。また、子どもの火遊びは火災のおもな原因のひとつです。マッチなどは子どもの手の届かないところにしまっておき、持ち出されないように注意しましょう。たき火、ごみ焼のあとには水をかけ完全に火が消えたことを確かめましょう。

万一火事がおこったらすぐに「一一九番」を不幸に火事がおこったときはすぐ「一一九番をまわし、火事の場所を消防団に知らせましょう。外出前や、寝る前の火の点検など日常生活の小さな注意が火災予防にはなによりも肝心なことだといえます。

2月のこよみ

- 1日成人病予防週間始まる
- 2日初午
- 3日節分
- 4日立春
- 8日針供養
- 11日建国記念日
- 14日バレンタインデー
- 15日涅槃会
- 19日雨水
- 21日家庭の日
- 28日全国火災予防運動始まる

町民の動き

12月末	2,411世帯
男	4,549人
女	4,995人
計	9,544人
1月異動	
	- 2世帯
男	- 2人
女	+ 6人
計	+ 4人
1月末	2,409世帯
男	4,547人
女	5,001人
計	9,548人

町民の生命、財産の

防災に万全を期す

昭和四十六年消防出初式挙行



- 日本消防協会長表彰
- (功績彰) 柴田 信和
 - 第一分団 団員 河原 登京
 - 第三分団 団員 古野 克憲
 - 第三分団 団員 末松 貞次
 - 第三分団 団員 行徳 利秋
 - 第三分団 団員 高崎 崇
 - 第三分団 団員 原田郁二郎
 - 第三分団 団員 高崎 一弘

- 福岡県消防協会長表彰
- (功績彰) 柴田 一彦
 - 第一分団 団員 泉原 武彦
 - 第一分団 団員 柴田征一郎
 - 第一分団 団員 秦 玉彦
 - 第一分団 団員 豊田 正弘
 - 第二分団 団員 畑生 成昭
 - 第三分団 班長 石井 勇
 - 第三分団 団員 筋田 良秀
 - 第三分団 団員 石松 芳城
 - (十五年以上永年勤続) 森田誠之助
 - 第一分団 団員 栗田 正喜
 - 第二分団 団員 丸井 実

- 遠賀町消防団
- (優良班として表彰されるもの) 柴田 一彦
 - 第一分団 分団長 泉原 武彦
 - 第一分団 団員 柴田征一郎
 - 第一分団 団員 秦 玉彦
 - 第一分団 団員 豊田 正弘
 - 第二分団 団員 畑生 成昭
 - 第三分団 班長 石井 勇
 - 第三分団 団員 筋田 良秀
 - 第三分団 団員 石松 芳城
 - (十五年以上永年勤続) 森田誠之助
 - 第一分団 団員 栗田 正喜
 - 第二分団 団員 丸井 実

- 福岡県消防協会遠賀支部長表彰
- (優良団員として表彰されるもの) 古野 克憲
 - 第三分団 団員 古野 克憲
 - 第一分団 団員 泉原 清

- 遠賀町長表彰
- (防火協力者として表彰されるもの) 古野 克憲
 - 第三分団 団員 古野 克憲
 - 第一分団 団員 泉原 清

- 福岡県民火災共済生活協同組合理事長表彰
- 木守 白石 優
 - 上別府 岩崎 昭幸
 - 遠賀川 西内 初巳
 - 遠賀川 森田扶美子

- 遠賀町消防団長表彰
- (優良班として表彰されるもの) 木守 班
 - 第一分団 班長 大場 春生
 - 第二分団 班長 池田 義隆
 - 第一分団 班長 大場 春生
 - 第二分団 班長 池田 義隆

所得税の確定申告と納税は

三月十五日まで

一、申告書を書かれるときは、税務署からあらかじめ配ってあります「申告書のかきかた」や「確定申告書の手引」などをよく読んで、早目に申告されるようお願いいたします。

二、所得税の確定申告を提出された方は、住民税や事業税の申告書は、提出しなくてよいことになっております。町内での納税相談の日程は、次のとおりです。二月二日、三日、四日、五日各々九時より十六時迄遠賀町公民館ホールで行います。もし、この日程にお出で願えない場合は、税務署にお出で下さい。申告期限間近になりますと、税務署の窓口は大変混雑します。

三、サラリーマンで、年中途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

四、予定納税をしている人で、昨年より所得がぐっと下った人。

青色申告のおすすめ

青色申告は単に税金の面で、有利なだけでなく経営の健全化や合理化に役立つということで、最近は青色申告をする人が年々増加しております。まだ申告をされていない方は、是非今年から始められるようおすすめします。申告期限は三月十五日まで、お気軽に税務署でおたずね下さい。

表彰状並びに感謝状授与

福岡県知事表彰

二十年以上の永年勤続で表彰されるもの

- 副 団 長 林 一
- 第一分団 分団長 石松 俊彦
- 第二分団 分団長 舛添 八郎
- 第一分団 副分団長 今田 藤弘
- 第一分団 副分団長 大場啓太郎
- 第三分団 副分団長 松本 健吾
- 第一分団 班長 植木 友行
- 第一分団 班長 大場 春生
- 第三分団 班長 杉 淳
- 第三分団 班長 添田 仁親

- 第一分団 班長 柴田 三郎
- 第一分団 団員 柴田 信和
- 第三分団 団員 高崎 一弘
- 副 団 長 林 一
- 遠賀中間地区危険物安全協会殿 (同右)
- 第一分団 分団長 泉原 武彦

贈与税の申告

昭和四十五年中に四〇万円を超える財産(現金、有価証券、不動産等)をもつた人は、二月一日から三月十五日までの間に贈与税の申告をしなければなりません。詳しいことは税務署におたずね下さい。

地方税法第四一五条の規定により、昭和四十六年度固定資産税の課税台帳を左記のとおり縦覧に供します。関係者は期間中に閲覧されますようお知らせします。

一、日時 三月一日(二十日迄(日曜日除く)) 九時～十七時迄

二、場所 遠賀町役場税務係

引揚者にお知らせ

引揚者に対し在外財産の補償の一端として、引揚者特別交付金が支給され、昭和45年3月31日で締切となっていました。全国的には約一万人の未請求者が有るので法の改正で昭和46年3月31日までに請求期限が延期となっています。未請求の方は役場社会係まで大至急お出下さい。

昭和46年4月1日以降は時効となります。

引揚者特別交付金国庫債券買上償還について

引揚者の方で手続が終了お手元引揚者を七分分お持ちで、お金に困っている方に対し七分分を一度に買上げる制度が出来ました。一記名につき12万円までとなっています。

希望の方は役場社会係までご相談下さい。

海外移住婦人研修生の募集について

募集について

- 1 研修場所
海外移住婦人ホーム事務所
(藤沢市辻堂元町4丁目(1-5))
TEL (36) 18260
- 2 募集人員 30人
- 3 期間 4月1日～5月15日
- 4 入寮資格
 - (i) 海外移住を目的とする未婚の女子
 - (ii) 身体強健で労働にたえる体力と精神力を有しトラホームその他の伝染性及び遺伝性疾患不具などの身体的障害のない者

(v) 食費一万五千円(45日分)及び入寮費として一万五千円を納入可能な事

5 応募手続

- ホーム事務所、都道府県事業団支部及び海外協会に送付してある次の書類を昭和46年2月15日迄にホーム事務所に送付する事
- (1) 申込書(ホーム備えつけのもので両親の同意書となります)
 - (2) 履歴書及び身上書 各一通 (コクヨ30)
 - (3) 写真
手札型全身一枚(裏面に姓名及び生年月日記入)
 - (4) 都道府県公立病院医師の診断書
 - (5) 戸籍抄本
 - (6) その他詳細な事は福岡県海外移住課へお問合せ下さい。

(vii) 義務教育以上を終了した者

(viii) 原則として19才以上30才未満の事

(ix) 思想堅実、意志強固、性格明朗で共同生活に適する者

子宮ガンについて

社会の中堅として、家庭の中軸として、豊かな経験をもつ働き盛りの成人層をおかす成人病対策の重要性が年と共に増して来ました。

成人病は感染性の疾患でないため個人的問題に止まっていたように思われますが、社会全般から考へて見ると戦後は小産小死型の人口動態になって来たため若年労働力の代わり重要な労働力は成人層の力を持たねばならなくなりました。

この原因は何であるか、また判断としていませんが、受診がおくれた事は間違いないと思えます。「子宮ガン」は早期に発見すれば少くとも86%位は永久治療が可能で更に放射線療法の発達で死亡も決して不可能ではありませんが、四期(血液、リンパ液を介して他の臓器に転位し始めたもの)になれば16%までしか治療は望めません。

子宮ガンの初期では生理以外の不定出血、特に接触出血が最も多い症状ですが、不定出血があっても「ガン」でない場合もあり「ガン」であっても出血のない場合もあります。

ではどうして早期発見するか、定期的に専門医の検診をうける以外ありません。

30才を過ぎたら少くとも年一回は検診をうけ、手おくれにならぬよう又は「ガン」でない事の診断をつけてもらって安心して、明るく元気に働けるようしようではありませんか。

成人病中最も恐れられている「ガン」の中で特に女性の「子宮ガン」について見ますと遺憾な事に福岡県は非常に死亡率が高いのです。

御寄附御礼

次の各位から、町社会福祉協議会に対して、特別寄附を頂きましたので紙上を以て御厚志にしてお礼申し上げます。

一、金一封 今古賀 故 柴田 清己氏
一、金一封 喪主 柴田ミツ子殿

香典返し

一、金一封 今古賀 故 古場 ユキ氏
一、金一封 喪主 古場 一男殿

一、金一封 今古賀 故 吉永 菊氏
一、金一封 喪主 吉永 定孝殿

一、金一封 今古賀 故 川上トヲノ氏
一、金一封 喪主 川上一郎殿

固定資産税第四期分

納期限 二月二十五日

納期限内に納めましょう

アルコールについて

正しい知識をもちましよう

私達は社会生活を送る上でアルコールと接する機会が多くあります。最近アルコール中毒患者がふえて

いることを身近に感じます。中毒とはゆかないまでも酒による事故や酔っぱらい運転が後をた

ちません。お酒についていろいろのことを理解し、上手にのんで明日への活力の泉となるよう努力してゆきましょう。

〔酒の上手なのみ方〕

酒は、薬にも毒にもなります。少なくとも酒を毒にしない様気をつけましょう。

上手にのめば食欲は増進し血液の循環をよくし、新陳代謝をよくし、さらに神経や筋肉の緊張をほぐし、疲労回復と気分転換に役立ちます。

●肥満防止と

成人病予防に

酒すきの人は、酒をのんだ時はその分としてめしそのものは少しへらし、野菜や魚肉等なるべく多く食べアルコール代謝をスムーズにして自分の体を守りましょう。

●胃腸を大切に……

強いアルコール分を空腹にのんだり、量を多くのだりますと、胃炎や、胃潰瘍になりますから、水割りしたり、つまみやさかなを食べて、胃を守り急激に酔わない事が大切です。

●肝臓も……

酒のみすぎ、脂肪のとりすぎ

昭和四十六年度職業訓練生 二次募集要項

福岡身体障害者職業訓練校
北九州市小倉区萩崎町二番一号
電話 26602 (訓練課)
26600 (庶務課)
郵便番号 八〇〇二

一、募集人員(定員)及 び訓練職種

合格発表 即日
選考場所 当訓練校

洋服科 二〇人

六、入校日

洋裁科 二五人

軽印刷科 三〇人

義肢装具科 一〇人

印章彫刻科 一五人

事務科 一〇人

理容科 三〇人

合計 一五〇人

訓練期間はいずれも一ヶ年

二、募集期間

昭和四十六年三月末日まで

三、入校申込手続

入校希望者は所轄公共職業安定所で指導を受け入校願書(診断書添付)を本校に持参提出して下さい

れば即日選考します。

安定所長の入校指示がないと訓練手当が支給出来ません。(関係書類は安定所にあります)

四、応募資格

身体障害者で義務教育を修了し、職業訓練によって習得する技能により就職し社会に自立する熱意を有する者、症状が訓練を受け

ても再発するおてれなく精神障害、盲、ろうあ者でないものは男女を問わず誰でも応募できます。

五、入校選考

入校願書締切日
四十六年三月末日

入校選考日、時間
毎日(土、日曜除く)

九、その他

1 希望者は全員入室できます。

2 食費は月六、六〇〇円

○ 外不明の点は安定所又は当校にお尋ね下さい。

○ 当校の見学を歓迎しております。

※選挙人名簿の 御入用の方は選管へ

「選挙人名簿」および「統一地方選挙の手引」の御入用の方は遠賀町選挙管理委員会にお申込み下さい。

なお実費を徴収いたします。

申込み期限 二月二十二日

申込み期限 二月二十二日